

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「法」という。）第21条に基づき、放射性同位元素及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線発生装置の使用その他取扱い及び管理に関する事項を定め、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、核物理研究センター放射線管理区域（原子力規制委員会令第2450号による）に立ち入るすべての者（以下「立入者」という。）、管理区域立ち入りに関わらず放射性同位元素等又は放射線発生装置を使用、管理、その他付随する業務に従事するすべての者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射化物」とは、放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。
- (2) 「放射性汚染物」とは、前号に定めるもののほか、放射性同位元素によって汚染された物をいう。
- (3) 「放射性廃棄物」とは、放射性同位元素及び放射性汚染物の廃棄物をいう。

(放射線障害防止に関する組織及び職務)

第4条 核物理研究センター（以下「センター」という。）における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

(放射線安全委員会)

第5条 センターに、放射線障害の防止、業務の改善活動に必要な事項を審議し、大阪大学学内放射線施設自主安全・管理点検活動を主導するため放射線安全委員会を置き、その構成員と審議事項の範囲は、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則（以下「細則」という。）でこれを定める。

(核物理研究センター長の職務)

第6条 核物理研究センター長（以下「センター長」という。）は、センターの放射性同位元素等使用施設における放射線障害の防止並びに業務の改善活動に関する業務を総括し、主導する。

(放射線取扱主任者)

第7条 放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を1名置く。放射線取扱主任者がその職務を30日未満の期間行えない場合の代理者をあらかじめ指名しておくものとする。

2 放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないと

きは、その期間中職務を代行させるため、法に定める放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから放射線取扱主任者の代理者を置く。

- 3 センター長は、前条の職務を遂行するに当たっては、放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者（以下「主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。
- 4 放射線取扱主任者及び30日以上その代理者（以下「主任者」という。）の選任については、センターの職員のうち第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から法人の代表者である学長（以下「総長」という。）が行うものとし、総長はこれをセンター長に専決させるものとする。
- 5 前項に掲げる選任又は主任者の解任の専決を行った場合は、速やかに総長に届け出なければならない。
- 6 必要に応じて放射線取扱主任者補佐若干名を置き、センター長が委嘱する。
- 7 センター長は法第36条の2の規定に基づき、法施行規則第32条第2項で定められた期間ごとに、定期講習を受講させなければならない。
- 8 放射線取扱主任者の代理者の職務及び権限は細則でこれを定める。

第8条 主任者は、第7条第1項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当たる。

- (1) 大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程の改正等への参画
- (2) 法に基づく申請、届出及び報告の補佐
- (3) 立入検査の立合い
- (4) センター長に対する意見の具申
- (5) 放射線安全委員会の開催の要求
- (6) 使用状況等並びに放射性同位元素等使用施設、帳簿及び書類等の監査
- (7) 関係者に対する関係法令、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程の遵守のための指示
- (8) 危険時等の対策及び措置
- (9) 大阪大学学内放射線施設自主安全・管理点検活動への参画
- (10) その他放射線障害の防止に関する必要事項
(放射線管理室)

第9条 放射性同位元素等使用施設の維持・管理、並びに放射性同位元素等又は放射線発生装置を安全管理し放射線障害の発生を防止するためセンターに放射線管理室を置く。

- 2 放射線管理室に室長を置き、センター長が委嘱する。
(従事者登録)

第10条 センターにおいて、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取り扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項に従い、放射線業務従事者として登録されなければならない。
(放射線管理区域への立ち入り)

第11条 放射線管理区域（以下「管理区域」という。）への立ち入りは、前条で登録された放射線業務従事者および一時的に管理区域に立ち入る者のみに許可される。

- 2 管理区域に一時的に立ち入る者は、それをセンター常勤教職員（他部局を専任とする

兼任教職員を含む)の中から放射線安全委員会が認めた者の許可を得なければならない。
(管理区域に関する遵守事項)

第12条 立入者は、この規程を遵守するとともに、センター長及び主任者が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

2 立入者は、管理区域への立入りに際し、細則で定める事項を遵守しなければならない。

3 立入者の管理区域の出入りは通常使用する出入り口から行うものとし、その他の管理区域の外に通ずる扉、管理区域内閉鎖部分の通行をみだりに行ってはならない。やむを得ずこれらの扉を出入りした者は、その氏名、所属及び出入りの日時を記録しなければならない。

4 放射性同位元素保管設備、保管廃棄設備、放射化物保管設備に出入りする者は氏名、所属及び出入りの日時を記録しなければならない。

(主任者が講じる措置)

第13条 主任者は、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又は放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用禁止等必要な措置を講じることができる。

(放射性同位元素の運搬)

第14条 放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項に従って行わなければならない。

2 前項の取扱いについては、運搬管理担当者を定めるものとし、運搬管理担当者は、主任者の指導のもとに、運搬に従事する者に対し適切な指導をするものとする。

3 運搬に関するその他の規定は細則でこれを定める。

(放射性同位元素の移動と事前承認)

第15条 センターで使用する放射性同位元素を購入する場合、又は放射性同位元素又は放射化物を受入れ若しくは払出しする場合には、それぞれの種類、数量、日時及び化学形等についてあらかじめ主任者の承認を得なければならない。放射性廃棄物の払出しも同様とし、放射性廃棄物は受入れてはならない。

(放射性同位元素の登録)

第16条 センターで使用又は保管する放射性同位元素及び保管する放射化物は、すべて登録しなければならない。

(放射性同位元素等の使用、保管、廃棄、放射線発生装置の使用)

第17条 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用、放射性同位元素及び放射化物の保管、放射性同位元素及び放射性汚染物の廃棄に当たっては、細則に定める事項を厳守しなければならない。

(表示付認証機器)

第18条 表示付認証機器の受入れ、保管、使用、払出し及び運搬については、別に内規を定め、これに従わなければならない。

2 表示付認証機器の使用を開始するとき、又は既に届けている内容が変更になるときは、その日から30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。また、使用を廃

止するときは、購入業者等に譲渡又は返還し、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。

(場所の測定)

第19条 センター長は、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、主任者の助言のもとに行わなければならない。

2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。ただし、排気、排水設備については、排気又は排水の都度、放射化物保管設備、放射化物専用の保管廃棄設備は6月を超えない期間ごとに行うものとする。

3 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。

4 放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況等についての測定箇所は細則でこれを定める。

5 汚染の状況等の測定により汚染が確認された場合の除染の方法は細則で定める。

6 第2項および前項の規定にかかわらず、汚染が生じたと考えられる場合にはその都度測定しなければならない。

7 第4項及び第5項の測定結果は、所定の用紙に記録し、センター長の責任において、年度ごとに取りまとめて5年間保管しなければならない。

8 第4項及び第5項の測定結果は、センター長の責任において、年度ごとに取りまとめて細則で定められたとおり保管しなければならない。

(施設の点検)

第20条 センター長は、放射性同位元素等使用施設を法に定める技術上の基準に適合させるため、細則で定める項目について定期的に放射性同位元素等使用施設の自主点検を行い、その結果を記録し、かつ、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

2 主任者は、前項の点検により異常を認められたにもかかわらず、修理等必要な措置を講じられない場合は放射性同位元素および放射線発生装置の使用を中止させることができる。

3 第1項における修理のうち、放射化した壁等放射性汚染物の加工等放射性同位元素等の飛散のおそれがある作業を行う場合は放射線業務従事者に行わせなければならない。

(放射線発生装置に係わる管理区域に立ち入る者の特例)

第21条 法施行規則第22条の3第1項の規定を適用しようとする場合は、放射線安全委員会で審議の上、原子力規制委員会に申請しあらかじめ承認を得ておかななければならない。

2 放射線発生装置（AVFサイクロトロン、リングサイクロトロンに限る）を工事、改造、修理若しくは点検等のために7日以上、期間を停止する場合、細則で定められた手順により前項で承認を得た範囲の全部又は一部を管理区域でないと見なす事ができる。

(個人被ばく線量の測定と記録)

第22条 センター長は、管理区域に立ち入った者についての外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定を大阪大学個人被ばく線量の測定要項に従い主任者の助言のもとに行わなければならない。

2 前項の測定に使用する放射線測定器は細則でこれを定める。ただし、この測定を測定器で行うことが著しく困難な場合は細則の定めるところにより計算により行うことができる。

3 第1項の測定結果は永久保存とし、保管場所並びに測定対象者への通知は細則でこれを定める。

(教育訓練)

第23条 センター長は、放射線業務従事者に対して、次の時期に区別して放射線安全委員会が定める教育訓練の項目及び時間数に関するガイドライン(以下、「教育訓練ガイドライン」)に従って教育及び訓練を受講させなければならない。

イ 初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後には、法施行規則第21条の2第1項第2号で定められる期間ごと

2 前項の規定に関わらず、法に掲げる項目の一部又は全部について放射線安全委員会が決定した基準を満たす知識及び技能を有する者、放射線安全委員会が認めた教育訓練ガイドラインで定める内容と同等の教育及び訓練を修了した者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

3 一時的に管理区域に立ち入ることを許可した者は、当該一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

4 第21条の規定が適用されているとき、加速器研究部門長は当該区域に立ち入る者に放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

5 放射線安全委員会は放射線安全に関する最新の知見を踏まえて、教育訓練の計画、評価を行い継続的な見直しを行わなければならない。

6 前項の目的のため、センター長は主任者に法第36条の2が定める講習以外の研修会等にも参加させなければならない。主任者はそれに応じなければならない。

(健康診断)

第24条 センター長は、センター登録の放射線業務従事者に大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項に従って健康診断を受診させなければならない。

2 センター以外に所属する放射線業務従事者は所属機関が管理する健康診断を受診し、その結果をセンター長に提出しなければならない。

3 センター所属の放射線業務従事者は第1項の健康診断を受診しなければならない。

4 センター長は、キャンパスライフ健康支援センター長より報告された健康診断の記録の写しをその都度、本人に交付するとともに、健康診断の記録を細則で定められたとおり保管しなければならない。

5 センター長は、キャンパスライフ健康支援センター長及び主任者の意見に基づき放射

線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、必要に応じて対象者に対して放射線業務の作業時間の短縮、作業内容の制限、配置転換、休養加療等の措置をとらなければならない。ただし、第2項に該当する従事者については所属機関と合議の上、都度決定するものとする。

(記帳及び保存)

第25条 センター長は、法第25条の規定に基づく法施行規則第24条で規定される帳簿を、帳簿ごとに細則で定める責任者に確実に記帳させ、細則で閉鎖時期、保存期間及び保存場所を定める。

2 主任者は帳簿を点検する。

3 センター長は大阪大学学内放射線施設自主安全・管理点検活動により帳簿の点検が行われるときはこれに協力しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第26条 大阪府茨木市において震度5強以上の地震、住家流出または1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊等、大規模災害が起きたときは、全ての人の安全確保の上可能な限り速やかに細則で定める施設設備の点検を行い、異常事態が発生した場合は別表1に従い、連絡及び通報を行わなければならない。

2 管理区域内において火災が発生した場合、または事業所内の管理区域外において管理区域内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性がある火災が発生した場合(事業所内運搬中の場合を含む)には異常の有無にかかわらず直ちに別表2に定める連絡通報体制に従い、連絡及び通報しなければならない。

(危険時の措置)

第27条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、センター長の指揮の下、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。なお、緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。

2 主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、センター長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

3 主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、センター長に状況を報告しなければならない。

(1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。

(2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

(3) 放射性同位元素を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周辺には縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。

4 センター長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は事後速やかに

健康診断を受けさせなければならない。

(異常時情報提供)

第28条 センター事業所内で放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、大阪大学放射線障害予防規則第19の規定の通り学外に情報提供するものとする。

(事故時の措置)

第29条 センター長は、第1号から第8号までに掲げる事故が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に直ちに連絡及び通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、法施行規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- (6) 法施行規則第14条の7第1項第3号若しくは第14条の9第3号若しくは第14条の11第1項第3号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (7) 放射性同位元素等の使用、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この号及び次号において同じ。）にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2 センター長は、第1項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

(業務の改善)

第30条 放射線安全委員会は、大阪大学学内放射線施設自主安全・管理点検活動実施要項に従い年度ごとに安全計画を立案し、評価しなければならない。センター長はその評

価に対して大阪大学原子力研究安全委員会と協力して改善措置を行わなければならない。

2 放射線業務従事者およびセンター教職員は前項の活動に協力する義務を負う。

3 業務の改善の評価および改善内容はこれを記録しなければならない。

(放射線管理の状況の報告)

第31条 放射線管理室長は、所定の期日までに放射線管理状況報告書を作成し、センター長に提出するものとする。

2 センター長は、放射線管理状況報告書を受領したときは、所定の期日までに総長を通じて原子力規制委員会に提出しなければならない。

(本規程の変更)

第32条 本規程の変更は、放射線安全委員会が発議し、教授会の承認を得なければならない。

2 前項の変更を行ったときは、変更の日から30日以内に、それを原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則

1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 大阪大学核物理研究センター放射性同位元素等使用施設放射線障害予防細則（昭和49年1月9日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年3月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年10月10日から施行する。

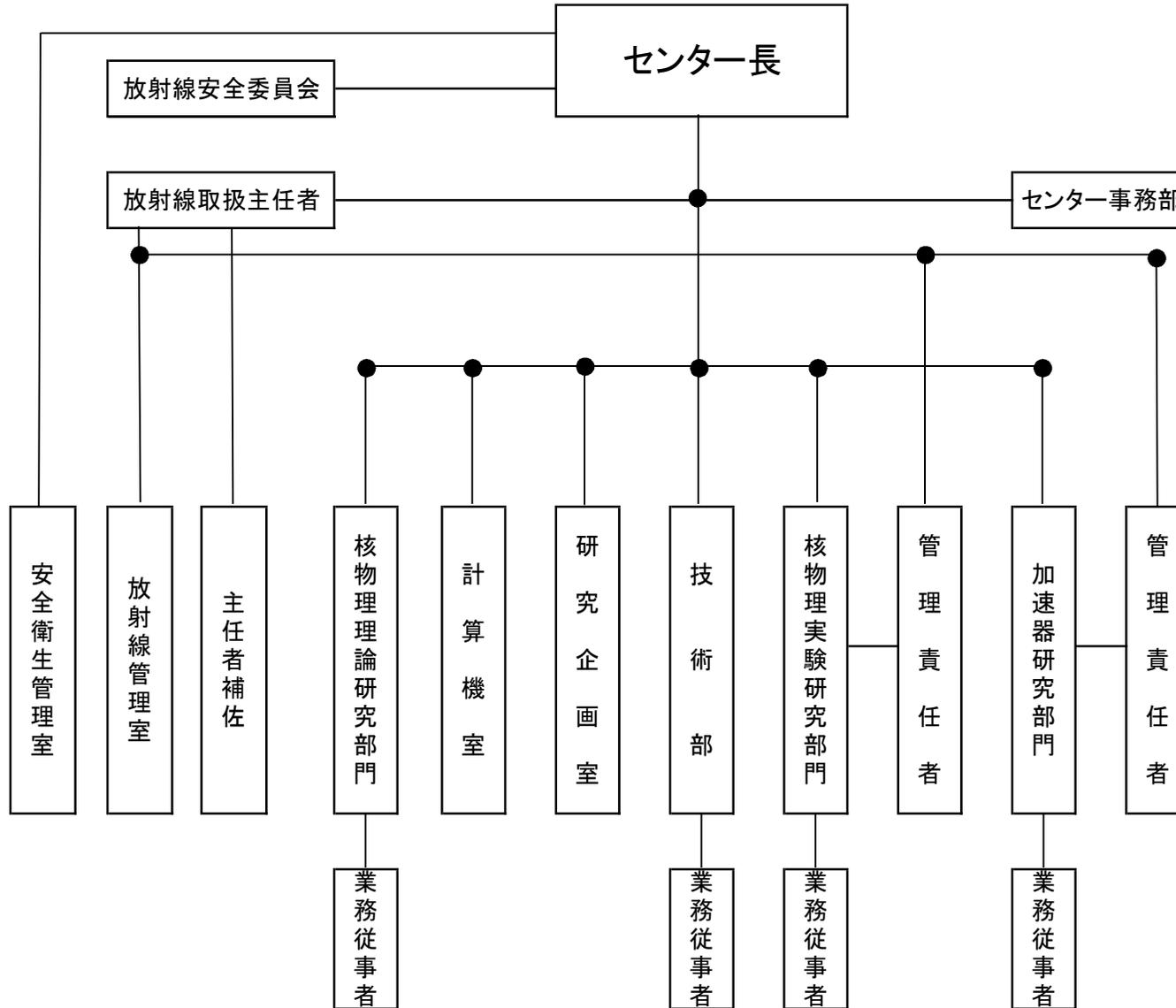
附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

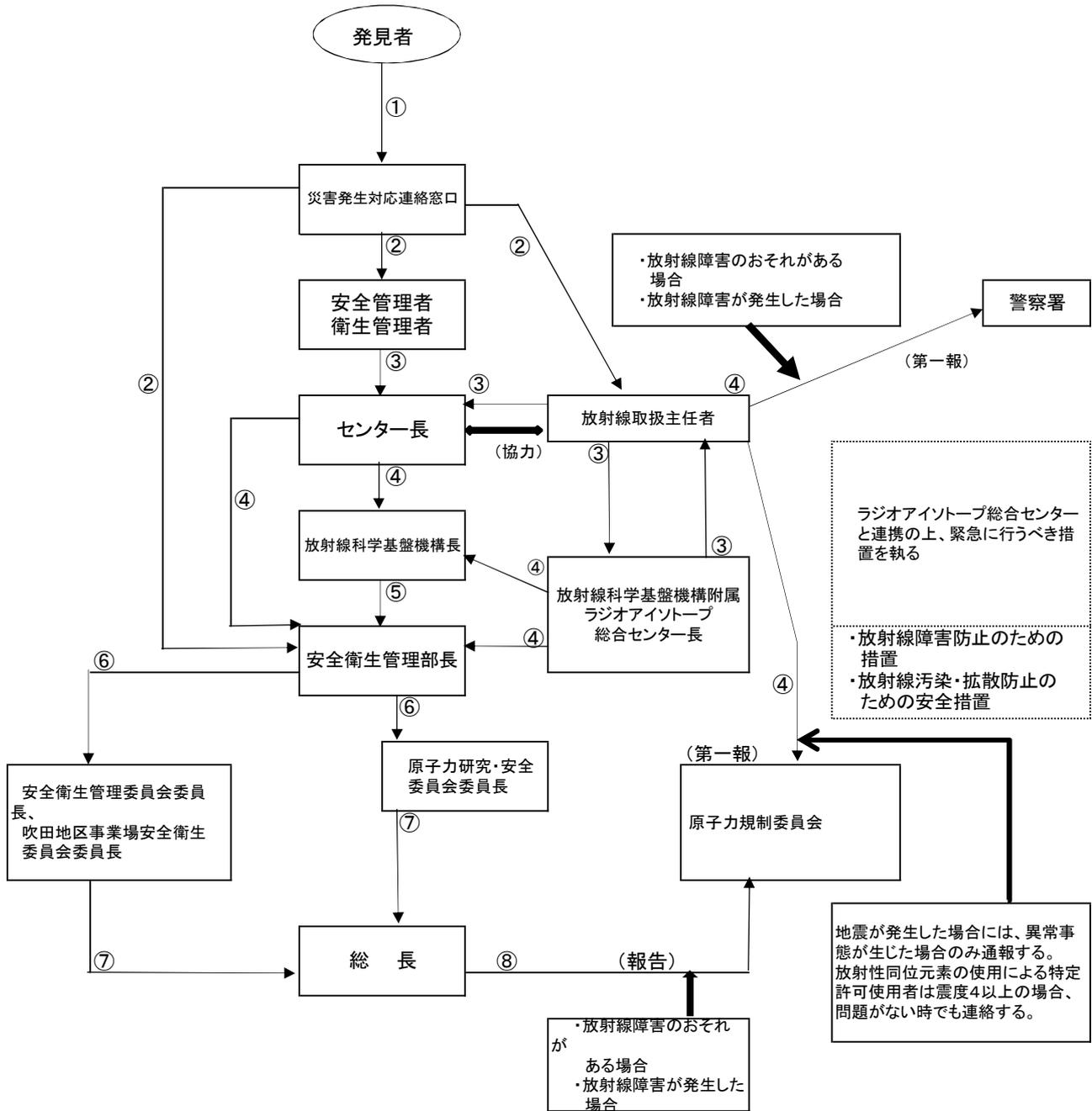
附 則

この改正は、令和2年3月9日から施行する。

別図 大阪大学核物理研究センター放射線障害防止に関する組織図



別表1(第27条第1項関係)



別表2(第29条第1項関係)

